

不利益処分の処分基準（行政手続法）

担当部署:市民生活部 市民参加推進課 No.001

処 分 名	地縁による団体の認可の取消し
処 分 の 概 要	市長は、認可地縁団体が地方自治法第 260 条の 2 第 2 項各号に掲げられた 4 つの認可要件のいずれかを欠くこととなったとき又は不正な手段により認可を受けたときは、その認可を取り消すことができます。
根拠法令等・条項	地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 260 条 2 第 14 項
処 分 基 準	<p>市長は、認可地縁団体が地方自治法第260条の2第2項各号で定める以下の要件のいずれかを欠くこととなったとき又は不正な手段により認可を受けたときは、その認可を取り消すことができます。</p> <p>【第1号】 その区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とし、現にその活動を行っていることと認められること。</p> <p>【第2号】 その区域が、住民にとって客観的に明らかなものとして定められていること。</p> <p>【第3号】 その区域に住所を有するすべての個人は、構成員となることができるものとし、その相当数の者が現に構成員となっていること。</p> <p>【第 4 号】 規約を定めていること。</p>
設 定 年 月 日	平成 17 年 10 月 1 日（最終改正：平成 26 年 4 月 1 日）
備 考	ホームページのリンク先 https://www.city.kasukabe.lg.jp/shisei/jouhoukoukai/tetsuduki/gyotei_shobun_ho.html

■地方自治法

第 260 条の 2

14 市町村長は、認可地縁団体が第 2 項各号に掲げる要件のいずれかを欠くこととなったとき、又は不正な手段により第 1 項の認可を受けたときは、その認可を取り消すことができる。

不利益処分の処分基準（行政手続条例）

担当部署:市民生活部市民参加推進課(指定管理者) No.002

処 分 名	市民活動センターの入所の制限
処 分 の 概 要	センター内の秩序を乱すおそれのある者の入所を禁止し、又は乱す者に対し、退所を命ずることがあります。
根拠条例等・条項	春日部市市民活動センター条例（平成 22 年条例第 38 号）第 11 条
処 分 基 準	<p>◎次の(1)～(3)のいずれかに該当した場合、市民活動センターへの入所を制限し、又は退所を命ずることがあります。</p> <p>(1) 秩序又は風俗を害するおそれがあるとき。 ・騒音、振動、臭気等を発生させる使用で、これに対する対策が不十分な場合等、使用者や近隣住民等に不快感を与え、若しくは、生命、身体、財産に危険が及ぶおそれがある活動等を指します。</p> <p>(2) 営利を目的とした催し等を行うおそれがあるとき。 ・物品の販売等で金銭的な利益を得ることを直接の目的とした活動及び民間事業者の職員研修のような営利活動団体の営利に繋がる活動等を指します。</p> <p>(3) その他管理上支障があるとき。 ・入館者数が施設の収容能力を超過することが予想される等、消防法上危険な場合 ・施設を著しく汚損させるおそれや衛生上支障がある場合 ・点検・補修等、施設の維持に係る作業を要する場合 など</p>
設 定 年 月 日	平成 27 年 4 月 1 日
備 考	

■春日部市市民活動センター条例

(入所の制限)

第11条 市長は、センター内の秩序を乱すおそれのある者の入所を禁止し、又は乱す者に対し、退所を命ずることができる。

根拠条例及び
関係条例等の抜粋

不利益処分の処分基準（行政手続条例）

担当部署:市民生活部市民参加推進課(指定管理者) No.003

処 分 名	市民活動センター使用の許可の取消し
処 分 の 概 要	市民活動センターの使用の許可を受けたものの使用が適切でなかった場合、当該許可に係る使用条件の変更若しくは使用の停止、または許可の取り消しをすることができます。
根拠条例等・条項	春日部市市民活動センター条例（平成 22 年条例第 38 号）第 8 条
処 分 基 準	<p>市民活動センターの使用の許可を受けたものの使用が、次の（1）から（4）に該当した場合は、使用条件の変更、使用の停止、許可の取り消しをすることができます。</p> <p>（1）次のいずれかに違反したとき。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 秩序及び風俗を害するおそれがあるとき。・ 建物及び附帯設備を破損するおそれがあるとき。・ 営利を目的として事業を行い、又は特定の営利事業にセンターの名称を使用するとき。・ 特定の政党の利害に関する事業を行い、又は公私の選挙に関し特定の候補者を支持するために使用するとき。・ 特定の宗教を支持し、又は特定の教派、宗派若しくは教団を支援するために使用するとき。 <p>（2）偽りその他不正な手段により使用の許可を受けたとき。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 申請時に、書面もしくは口頭において、事実とは異なる申出をし、申請内容とは異なる使用をすると認められる場合や市長等の承認なしに第三者に許可書を移譲する場合等を指します。 <p>（3）職員の指示に従わないとき。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 他の施設利用者へ及ぼす影響を考慮し、施設の秩序を維持するため、施設の職員が行う指示等を指します。 <p>（4）その他管理上支障があるとき。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 施設を著しく汚損させるおそれや衛生上の支障が生じた場合・ 点検・補修等、施設の維持に係る作業が生じた場合
設 定 年 月 日	平成 27 年 4 月 1 日
備 考	

根拠条例及び
関係例規等の抜粋

■春日部市市民活動センター条例

(使用の許可及び制限)

第6条 センターを使用しようとするものは、市長の許可を受けなければならない。許可された事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 前項に規定する許可は、その使用が次の各号のいずれかに該当するときは、これを許可しない。

- (1) 秩序及び風俗を害するおそれがあるとき。
- (2) 建物及び附帯設備を破損するおそれがあるとき。
- (3) 営利を目的として事業を行い、又は特定の営利事業にセンターの名称を使用するとき。
- (4) 特定の政党の利害に関する事業を行い、又は公私の選挙に関し、特定の候補者を支持するために使用するとき。
- (5) 特定の宗教を支持し、又は特定の教派、宗派若しくは教団を支援するために使用するとき。
- (6) その他管理上支障があるとき。

3 市長は、使用を許可するに当たって管理上支障があるときは、使用について条件を付することができる。

(譲渡等の禁止)

第7条 前条第1項の許可を受けたもの(以下「使用者」という。)は、その使用する権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

(許可の取消し等)

第8条 市長は、使用者が次のいずれかに該当するときは、当該許可に係る使用の条件を変更し、若しくは使用を停止し、又は当該許可を取り消すことができる。

- (1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正な手段により使用の許可を受けたとき。
- (3) 職員の指示に従わないとき。
- (4) その他管理上支障があるとき。

2 市は、使用者が前項の規定による処分によって損害を受けることがあっても、その賠償の責めを負わない。

不利益処分の処分基準

担当部署:市民生活部市民参加推進課(春日部コミュニティセンター) No.004

処 分 名	春日部コミュニティセンター使用の許可の取消し等
処 分 の 概 要	基準の要件を満たした場合、春日部コミュニティセンターの使用の許可を受けた者に対して、当該許可に係る使用条件の変更若しくは使用の停止、または許可の取り消しをすることがあります。
根拠法令等・条項	春日部市春日部コミュニティセンター条例（平成 17 年条例第 25 号）第 6 条
処 分 基 準	<p>次の（１）から（４）のいずれかに該当した場合は、使用条件の変更、使用の停止、許可の取り消しをすることがあります。</p> <p>（１）この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。（以下のような場合は使用できません。）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 秩序又は善良の風俗を乱すおそれがあるとき。 ・ 建物及び附帯設備を破損するおそれがあるとき。 ・ 営利を目的として事業を行い、又は特定の営利事業にセンターの名称を使用するおそれがあるとき。 ・ 特定の政党の利害に関する事業を行い、又は公私の選挙に関し特定の候補者を支持するために使用するおそれがあるとき。 ・ 特定の宗教を支持し、又は特定の教派、宗派若しくは教団を支援するために使用するおそれがあるとき。 ・ 暴力団のおそれがあると認められるとき。 <p>（２）偽りその他不正な手段により使用の許可を受けたとき。（以下のような場合は使用できません。）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 申請時に、書面もしくは口頭において、事実とは異なる申し出をし、申請内容とは異なる使用をすると認められる場合や市長の承認なしに第三者に許可書を移譲する場合 <p>（３）職員の指示に従わないとき。（以下のような場合は使用できません。）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 他の施設利用者へ及ぼす影響を考慮し、施設の秩序を維持するため、施設の職員が行う指示等に従わない場合 <p>（４）その他管理上支障があるとき。（以下のような場合は使用できません。）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 施設を著しく汚損させるおそれや衛生上の支障が生じた場合 ・ 点検・補修等、施設の維持に係る作業が生じた場合
設 定 年 月 日	平成 27 年 4 月 1 日
備 考	

**根拠法令及び
関係法令等の抜粋**

■春日部市春日部コミュニティセンター条例

(使用の許可及び制限)

第4条 センターを使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。許可された事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 前項の許可は、その使用が次の各号のいずれかに該当するときは、これを許可しない。

(1) 公の秩序又は善良の風俗を乱すおそれがあると認められるとき。

(2) 建物又は附帯設備を破損するおそれがあるとき。

(3) 営利を目的とした催し等を行うおそれがあるとき。

(4) センターの管理上支障があると認められるとき。

(5) その他センターの設置目的に反すると認められるとき。

3 市長は、使用を許可するに当たって管理上必要があるときは、使用について条件を付することができる。

(許可の取消し)

第6条 市長は、使用者が第4条第2項に該当するとき、又は同条第3項の条件に反したときは、使用の条件の変更、停止又は許可の取消しをすることができる。

2 市長は、使用者が前項の規定による処分によって損害を受けることがあっても、その補償の責めを負わない。

3 使用者は、許可に係る施設等を使用しなくなったときは、当該許可の取消しを申し出ることができる。

4 市長は、前項の申出があったときは、当該許可を取り消すことができる。

不利益処分の処分基準

担当部署:市民生活部市民参加推進課(春日部コミュニティセンター) No. 005

処 分 名	春日部コミュニティセンターへの入館の制限
処 分 の 概 要	基準の要件を満たした場合、施設の秩序を維持するため、施設利用者の春日部コミュニティセンターへの入館を制限することがあります。
根拠法令等・条項	春日部市春日部コミュニティセンター条例（平成 17 年条例第 25 号）第 4 条
処 分 基 準	<p>次の(1)から(7)のいずれかに該当した場合、春日部コミュニティセンターへの入館を制限することがあります。</p> <p>(1) 秩序又は善良の風俗を乱すおそれがあるとき。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・騒音、振動、臭気等を発生させる使用で、これに対する対策が不十分な場合等、使用者や近隣住民等に不快感を与え、若しくは、生命、身体、財産に危険が及ぶおそれがある活動等の場合 <p>(2) 建物又は附帯設備を破損するおそれがあるとき。</p> <p>(3) 営利を目的として事業を行い、又は特定の営利事業にセンターの名称を使用するおそれがあるとき。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・目的を問わず、収益事業を営む法人（人格のない社団を含む）・商人・営利法人（会社）が使用する場合 ・手工芸、舞踏、茶道、華道・生花、絵画やスポーツ・レクリエーション、その他の学習（習い事や技芸等）の先生や私塾の経営者の方が、収益（稽古や練習、作品づくり）や宣伝（生徒集め等）を目的に使用する場合 ・公共・公益法人、協同組合等が収益事業の場として使用する場合 ・商品（販売できる物品・物資を含む）・サービスの販売・宣伝及び会社・商店・私塾・収益事業の宣伝を目的とする場合。 <p>(4) 特定の政党の利害に関する事業を行い、又は公私の選挙に関し、特定の候補者を支持するために使用するおそれがあるとき。</p> <p>(5) 特定の宗教を支持し、又は特定の教派、宗派若しくは教団を支援するために使用するおそれがあるとき。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・申請者（主催者）名を変えても実際の使用が宗教団体の場合 ・布教活動及び布教活動につながる場合 <p>(6) 暴力団等の利益になると認められるとき。</p> <p>(7) その他管理上支障があるとき。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入館者数が施設の収容能力を超過することが予想される等、消防法上危険な場合 ・施設を著しく汚損させるおそれや衛生上支障がある場合 ・点検・補修等、施設の維持に係る作業を要する場合 など
設 定 年 月 日	平成 27 年 4 月 1 日

備 考	
<p>根拠法令及び 関係法令等の抜粋</p>	<p>■春日部市春日部コミュニティセンター条例 （使用の許可及び制限）</p> <p>第4条 センターを使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。許可された事項を変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>2 前項の許可は、その使用が次の各号のいずれかに該当するときは、これを許可しない。</p> <p>（1） 公の秩序又は善良の風俗を乱すおそれがあると認められるとき。</p> <p>（2） 建物又は附帯設備を破損するおそれがあるとき。</p> <p>（3） 営利を目的とした催し等を行うおそれがあるとき。</p> <p>（4） センターの管理上支障があると認められるとき。</p> <p>（5） その他センターの設置目的に反すると認められるとき。</p> <p>3 市長は、使用を許可するに当たって管理上必要があるときは、使用について条件を付することができる。</p> <p>■春日部市公共施設の暴力団等排除に関する条例 第3条</p>

不利益処分の処分基準（行政手続条例）

担当部署:市民生活部市民参加推進課(庄和コミュニティセンター) No.006

処 分 名	庄和コミュニティセンターの使用の条件の変更・使用の停止・使用許可の取消し
処 分 の 概 要	基準の要件を満たした場合、庄和コミュニティセンターの許可を受けた者に対して、使用の条件の変更、若しくは使用の停止、又はその許可の取消すことがあります。
根拠条例等・条項	春日部市庄和コミュニティセンター条例（平成17年10月1日条例第26号）第7条
処 分 基 準	<p>市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当したとき、又はセンターの管理上特に必要があるときは、当該許可に係る使用の条件を変更し、若しくは使用を停止し、又は当該許可を取り消すことがあります。</p> <p>(1) 第4条第3項の規定による条件又は6条の規定による遵守事項若しくは指示に違反したとき。</p> <ul style="list-style-type: none">・当該使用許可に係る使用についての条件、センターの定める遵守事項若しくは他の施設利用者へ及ぼす影響を考慮し、施設の秩序を維持するため施設の職員が行なう指示等を指します。 <p>(2) 第5条の規定に違反したとき。</p> <ul style="list-style-type: none">・第三者に許可書を譲渡・転貸する場合等を指します。 <p>(3) 使用料を納期限までに納めなかったとき。</p> <ul style="list-style-type: none">・定められた期限までに使用料の納入がない場合を指します。 <p>(4) 不正な手段によって使用の許可を受けたとき。</p> <ul style="list-style-type: none">・申請時に、書面もしくは口頭において、事実とは異なる申出をし、申請内容とは異なる使用をすると認められる場合
設 定 年 月 日	平成17年10月1日（最終改正：平成28年4月1日）
備 考	

**根拠条例及び
関係例規等の抜粋**

■春日部市庄和コミュニティセンター条例

(使用の条件の変更、停止及び許可の取消し)

第7条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当するとき、又はセンターの管理上特に必要があるときは、当該許可に係る使用の条件を変更し、若しくは使用を停止し、又は当該許可を取り消すことができる。

(1) 第4条第3項の規定による条件又は前条の規定による遵守事項若しくは指示に違反したとき。

(2) 第5条の規定に違反したとき。

(3) 使用料を納期限までに納めなかったとき。

(4) 不正な手段によって使用の許可を受けたとき。

2 市は、使用者が、前項各号のいずれかに該当する理由により、同項の処分を受け、これによって損失を受けることがあっても、その補償の責めを負わない。

3 使用者は、許可に係る施設等を使用しなくなったときは、当該許可の取消しを申し出ることができる。

4 市長は、前項の申出があったときは、当該許可を取り消すことができる。

■春日部市公共施設の暴力団等排除に関する条例

(使用の制限)

第3条 公共施設の管理者(以下「管理者」という。)は、当該公共施設の使用について別に定めるもののほか、その使用が暴力団等の利益になると認められるときは、当該公共施設の使用を許可しない。

2 管理者は、既に公共施設の使用の許可をしている場合においても、その使用が暴力団等の利益になると認められたときは、当該使用の許可を取り消し、又は使用を中止させることができる。この場合において、当該使用者に損害が生ずることがあっても、管理者は、その賠償の責めを負わない。

不利益処分の処分基準（行政手続条例）

担当部署:市民生活部市民参加推進課(庄和コミュニティセンター) No. 007

<p>処 分 名</p>	<p>庄和コミュニティセンターへの入館の制限</p>
<p>処 分 の 概 要</p>	<p>基準の要件を満たした場合、施設の秩序を維持するため、施設利用者の庄和コミュニティセンターへの入館を制限することがあります。</p>
<p>根拠条例等・条項</p>	<p>春日部市庄和コミュニティセンター条例（平成 17 年条例第 26 号）第 4 条 春日部市公共施設の暴力団等排除に関する条例（平成 19 年条例第 52 号）第 3 条</p>
<p>処 分 基 準</p>	<p>◎次の(1)から(7)のいずれかに該当した場合、庄和コミュニティセンターへの入館を制限することがあります。</p> <p>(1) 秩序又は善良の風俗を乱すおそれがあるとき。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・騒音、振動、臭気等を発生させる使用で、これに対する対策が不十分な場合等、使用者や近隣住民等に不快感を与え、若しくは、生命、身体、財産に危険が及ぶおそれがある活動等の場合 <p>(2) 建物又は附帯設備を破損するおそれがあるとき。</p> <p>(3) 営利を目的として事業を行い、又は特定の営利事業にセンターの名称を使用するおそれがあるとき。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・目的を問わず、収益事業を営む法人（人格のない社団を含む）・商人・営利法人（会社）が使用する場合 ・手工芸、舞踏、茶道、華道・生花、絵画やスポーツ・レクリエーション、その他の学習（習い事や技芸等）の先生や私塾の経営者の方が、収益（稽古や練習、作品づくり）や宣伝（生徒集め等）を目的に使用する場合 ・公共・公益法人、協同組合等が収益事業の場として使用する場合 ・商品（販売できる物品・物資を含む）・サービスの販売・宣伝及び会社・商店・私塾・収益事業の宣伝を目的とする場合。 <p>(4) 特定の政党の利害に関する事業を行い、又は公私の選挙に関し、特定の候補者を支持するために使用するおそれがあるとき。</p> <p>(5) 特定の宗教を支持し、又は特定の教派、宗派若しくは教団を支援するために使用するおそれがあるとき。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・申請者（主催者）名を変えても実際の使用が宗教団体の場合 ・布教活動及び布教活動につながる場合 <p>(6) 暴力団等の利益になると認められるとき。</p> <p>(7) その他管理上支障があるとき。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入館者数が施設の収容能力を超過することが予想される等、

	<p>消防法上危険な場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設を著しく汚損させるおそれや衛生上支障がある場合 ・点検・補修等、施設の維持に係る作業を要する場合 など
<p>設定年月日</p>	<p>平成 27 年 4 月 1 日</p>
<p>備 考</p>	
<p>根拠条例及び 関係例規等の抜粋</p>	<p>■春日部市庄和コミュニティセンター条例 (使用の許可及び制限)</p> <p>第 4 条 センターを使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。許可された事項を変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>2 前項の許可は、その使用が次の各号のいずれかに該当するときは、これを許可しない。</p> <p>(1) 公の秩序又は善良の風俗を乱すおそれがあると認められるとき。</p> <p>(2) 建物又は附帯設備を破損するおそれがあるとき。</p> <p>(3) 営利を目的とした催し等を行うおそれがあるとき。</p> <p>(4) センターの管理上支障があると認められるとき。</p> <p>(5) その他センターの設置目的に反すると認められるとき。</p> <p>3 市長は、使用を許可するに当たって管理上必要があるときは、使用について条件を付することができる。</p> <p>■春日部市公共施設の暴力団等排除に関する条例 (使用の制限)</p> <p>第 3 条 公共施設の管理者(以下「管理者」という。)は、当該公共施設の使用について別に定めるもののほか、その使用が暴力団等の利益になると認められるときは、当該公共施設の使用を許可しない。</p> <p>2 管理者は、既に公共施設の使用の許可をしている場合においても、その使用が暴力団等の利益になると認められたときは、当該使用の許可を取り消し、又は使用を中止させることができる。この場合において、当該使用者に損害が生ずることがあっても、管理者は、その賠償の責めを負わない。</p>